

	開催検討懇談会での主な検討課題	事務局提出資料等
第 1 回 (4/24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例制定に係る背景及び必要性について</li> <li>○ 懇談会の運営について</li> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの概況について</li> <li>○ 札幌市内における犯罪情勢</li> <li>○ 生活安全条例の概要について</li> <li>○ ヒアリング調査等の結果について</li> <li>○ 条例の構成イメージについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討懇談会委員名簿</li> <li>・ 条例制定に係る背景及び必要性</li> <li>・ 検討懇談会スケジュール案</li> <li>・ 検討懇談会設置要綱</li> <li>・ 犯罪予防理論の潮流</li> <li>・ 全国的動向</li> <li>・ 札幌市内における犯罪情勢</li> <li>・ 生活安全条例概要</li> <li>・ 生活安全条例他都市比較表</li> <li>・ 地域の課題</li> <li>・ 条例の構成イメージ及び検討フロー</li> </ul>
第 2 回 (5月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるに当たっての基本理念のあり方・考え方について</li> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる市民、事業者、市の役割（又は責務）について</li> <li>○ 主体間・関係機関との連携のあり方・考え方について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に関する事務局提案</li> </ul>
第 3 回 (6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (前回課題の継続検討)</li> <li>○ 条例の実効性を担保するための具体的取組に関するあり方・考え方について</li> <li>○ 犯罪被害者に対する支援のあり方・考え方について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に関する事務局提案</li> </ul>
第 4 回 (6～7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (前回課題の継続検討)</li> <li>○ これまでの議論を踏まえた方向性の確認と総括及びその他懸案事項の検討について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回までの論点整理表</li> </ul>
第 5 回 (8～9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見書のとりまとめについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見書案のたたき台</li> </ul>

各回 90-120 分程度の開催を予定

**「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会設置要綱****(目的及び設置)**

第1条 犯罪のない安全で安心なまち（以下「安全で安心なまち」という。）の実現に向けて、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や必要な施策について検討するため、「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、又は検討する。

- (1) 安全で安心なまちづくりのあり方
- (2) 条例に必要な事項に関する基本的な考え方
- (3) 安全で安心なまちづくり促進のための方策
- (4) その他懇談会において必要とされた事項

**(組織)**

第3条 懇談会は、10名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、防犯活動団体及び安全で安心なまちづくりに関係する団体に属する者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成20年4月24日から平成21年3月31日までとする。

**(座長)**

第4条 懇談会に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

**(懇談会)**

第5条 懇談会は、座長が召集する。

- 2 懇談会は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時の時間帯の開催を原則とするが、委員の協議により詳細な日時を決定する。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聞くことができる。

**(庶務)**

第6条 懇談会の庶務は、市民まちづくり局地域振興部区政課において行う。

**(謝礼)**

第7条 委員には、懇談会1回の出席につき12,500円の謝礼を支給する。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。